

地名散歩

第72回 山・岳だけではない山の名前

一般財団法人日本地図センター客員研究員

今尾 恵介

富士山、天王山、高尾山、天保山、立山、愛鷹山。読みは音読みのサン(ザン)とヤマのどちらもあるが、3,000メートル級から小さな築山のようなものまで多種多様で、もちろん山が付くものが多数派である。同じ山の字でもセン(ゼン)という呉音の読みを持つ例もあって、たとえば鳥取県と岡山県にまたがる大山やそのすぐ近くの蒜山、氷ノ山(鳥取・兵庫)など、この系統は中国地方に集中している印象だ。

次に多いのが岳(タケ・ダケ)である。槍ヶ岳とか北岳、八ヶ岳、劔岳など各地で見られ、心なしか立派な山が目立つ印象もあるが、それもそのはずで岳の字は「高い山」「険しい山」といった意味を持っており、実例を見れば納得できなくもないが、日本一の富士山や鳥海山、白山といった立派な「山」もある一方でそ

れほど高くも大きくもない「岳」もあるので一概には言えない。

中には御嶽山(長野県)や大岳山(東京都)のように岳(嶽)と山が同居する山もあるが、木曾の御嶽山は単に「おんたけ」「みたけ」とも呼ばれており、他を圧するとりわけ立派な山には、いわば「先生様」のようなダブル敬称を付けたくなる気持ちもわかる。大きな独立峰は古代から「ご神体」として崇められることも多く、宗教登山の対象でもあったから、敬称が付くのは自然な成り行きであろう。木曾ほど高くはないが東京都にある御岳山もやはり尊称である。他にも伊豆諸島の御蔵島のまん中に聳える山は御山(850.9メートル)だし、同じオヤマでも三宅島の方は雄山と表記する。ただしこちらも「雌山」があるわけではないので、御山と同じ起源ではないだろうか。



東北地方に多い「森」のつく山。JR花輪線龍ヶ森駅は昭和63年(1988)に安比高原と改称された。松尾村は現在八幡平(はちまんたい)市。1:50,000「荒屋」平成3年修正



山形県と新潟県の境界に位置する謎の山名・日本国。「ここまでが日本国だった」という説も。山北町は現在村上市内となっている。1:50,000「温海」平成2年修正

ちなみに混用される嶽・岳の字はそれぞれ旧字・新字とされているが、古くから双方とも用いられており、岳父とか岳陽などの地名では嶽の字は用いられないので単純な新旧ではない。『漢語林』では岳を「嶽の古字」としている。蛇足ながら東京都の御岳山(戦前の地図では御嶽山)は現在のケーブルカーの駅名が「御岳山」であるのに対してJR青梅線の駅名は御嶽駅と異なっている。

東北地方に特徴的なのは森である。森は現代語では「木が多く生えている場所」を指すが、青森県から宮城県あたりにかけては山そのものを指すことが多く、岩手県に最も多い印象だ。同県には亀ヶ森(宮古市)、鳥ヶ森(花巻市)、宇部ヶ森(久慈市)、天ヶ森(遠野市)、鈴ヶ森(一関市)、竜ヶ森(八幡平市)、石ヶ森(滝沢市)、毒ヶ森(雫石町)、駒ヶ森(大槌町)、姫ヶ森(軽米町)、など非常に多く、宮城、秋田県などにも広く分布している。中には栃ヶ森山(岩手県奥州市)、番ヶ森山(宮城県利府町)、笠ヶ森山(福島県須賀川市)などさらに山の語を重ねたケースも目立つ。こちらはおそらく近年になって山名であることを強調したのではないだろう。

そういえばドイツ南西部の「黒い森」と訳されることの多いシュヴァルツヴァルトは有名だ。普通名詞のヴァルトWaldは森と訳すが、この場合は「黒い山地」と訳すべきものである。日本の山に戻るが、山という言葉は必ずしも標高的に周囲より高い場所とは限らず、それよりも「木が生えている場所」を指して平地林を「山」と呼ぶこともあるのは興味深い。

ミネと呼ばれる山も多く、峰・峯・嶺などの字が当てられるのが一般的だ。代表格といえは奈良県の大峰山おおみねさんだろうか。修験道の根本道

場として現在も「女人禁制」が守られている稀有な山として知られているが、ここもかつては単に「大峰」と称していた。一帯が大峰山脈と呼ばれるが、大峯山寺おおみねさん じが山頂にある山上ヶ岳さんじょう(1,719メートル)や、近畿地方最高峰である八経ヶ岳はつきよう(1,915メートル)などを含む広範囲の総称である。津軽半島の西海岸には砂丘が連なっているが、そのひとつの小ピークに往古之木嶺このぎながれ(78メートル)がある。ナガレというのは細長い地形に付くとされ(流の字も用いられる)、なるほどこの山も東西に細長い。

山や岳、峰などが付かない山も意外に多く、国土地理院の調べでは240種類に及ぶというから驚きだ。神奈川県ひのきぼらまるの丹沢山地には檜洞丸(1,602メートル)という山があり、山梨県と静岡県にまたがる山伏やんぶし(2,013メートル)は山伏岳と呼ばれることもあるが、現在の地形図上では山伏となっている。珍しいものとしては山形・新潟県境に位置する日本国にほんこく(555メートル)だろうか。由来は謎であるが、大和朝廷の頃にここが蝦夷地との境界とされたことから「ここまでが日本国」というもの、江戸期にここで獲れた鷹を領主に献上したところ、「獲れた山を日本国と名付けよ」としたなど諸説ある。

独立峰ではなく連なった山体の小ピークには頭かしらの付くものが目立ち、檜ヶ岳の西にある笠ヶ岳(岐阜県)の南側にはクリヤノ頭、国内2番目の高さの南アルプス北岳のすぐ西には中白根沢ノ頭、東にはボーコン沢の頭がある。また大きな火山の中腹に突出した側火口(側火山)には、たとえば富士山の二ツ塚、浅黄塚、腰切塚、阿蘇山の米塚こめづか、本塚ほんづか、北塚など数多い。山の姿が千差万別であるように、呼び名も実に多様である。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 734
2018 March



表紙写真
「陽春」

第32回写真コンクール銅賞
小川 龍明●高知会

地名散歩 今尾 恵介

- 03 平成29年度 第2回全国会長会議
- 08 土地家屋調査士調査情報保全管理システム
「調査士カルテ Map」について
- 12 日韓司法協力・不動産登記特別講演セミナー
―日韓パートナーシップ共同研究・特別企画―
- 14 愛しき我が会、我が地元 Vol.49
熊本会／静岡会
- 17 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信
- 21 県庁舎での官公署職員・土地家屋調査士合同研修会
- 23 会務日誌
- 25 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 26 写真コンクールに向けての誌上ワンポイント写真講座
- 28 第33回写真コンクール作品募集
- 30 ネットワーク50
高知会
- 32 ちょうさし俳壇
- 33 土地家屋調査士賠償責任保険
- 34 公嘱協会情報 Vol.130
- 36 国民年金基金から
- 38 編集後記



第2回 全国会長会議

平成29年度

連合会副会長
加賀谷 朋彦

連合会副会長
菅原 唯夫

連合会副会長
戸倉 茂雄

座長 宮城会長
菅澤 賢一

連合会長
岡田 潤一郎

司会 総務部次長
小嶋 眞介

連合会副会長
小野 伸秋

平成30年1月17日(水)午後1時から18日(木)正午まで、東京ドームホテル地下1階「シンシア」において、平成29年度第2回全国会長会議が開催された。

[1月17日]

- 1 開会の言葉 連合会副会長 戸倉 茂雄
- 2 連合会長挨拶 連合会長 岡田 潤一郎
- 3 座長選出 宮城会長 菅澤 賢一
- 4 連合会事業経過報告
- 5 連合会が取り組んでいる事項等の説明

[1月18日]

- 6 平成30年度における事業方針の説明
 - (1) 平成30年度事業方針大綱(案)について
 - (2) 平成30年度各部等事業計画(案)について
- 7 意見交換・情報交換
- 8 閉会の言葉 連合会副会長 小野 伸秋

1 日 目

■会長挨拶

岡田 潤一郎 連合会長

昨年は九州地方をはじめとする自然災害が発生した。今後も事前復興を主たる行動指針としつつ、早期の災害復興を目指した活動を行う。

土地家屋調査士試験が今年から10月第3日曜日へと変更となる。昨年は十数年ぶりに受験者数が増大した。今後も受験者増に向け、傾向と対策をしていく。

我々土地家屋調査士がかねてより警鐘を鳴らしている「所有者不明土地問題」に社会的関心が集まっている。早々にプロジェクトチームを立ち上げ全力で対応していく。

また、所有者不明土地を隣接地とする分筆登記等を可能とするために、筆特活用スキームが社会のツールとなるよう、積極的な活用を推進していく。

私たちの前には常に乗り越えるべき課題がある。連合会は国民視線を常に意識しつつ、まっすぐ前に進む。これには全国の土地家屋調査士のご理解、ご協力が必要であり、熱い熱い思いを一つにしての対応を是非ともお願い申し上げたい。

最後に、我々土地家屋調査士が多くの国民の皆様と共に、明日への扉を開き、思い切り風を受ける、そんな機会になる会議になることを祈念して開会の挨拶とさせていただきます。

■座長選出

宮城会 菅澤 賢一 会長

司会指名により東北ブロック協議会の宮城会菅澤賢一会長が選出。冒頭にて次のとおりお話をされた。

東日本大震災から7年。東北では徐々に復興は進んでいるが、まだまだである。これからも土地家屋調査士として復興のために尽力していきたい。引き続き皆様からのご支援、ご協力をお願い申し上げたい。

■連合会事業経過報告

(1)制度対策本部

小野 伸秋 連合会副会長

「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信。また、「調査士カルテ Map」については8つの調査士会での説明会を実施しており、本システムの推進を図っている。

成年後見制度への取組も検討しており、司法書士との兼業の土地家屋調査士など、この制度に造詣が深い方々との協議をする方向である。

TPP等への対応については、関係する説明会に積極的に参画し、情報収集を図っている。

「民間紛争解決手続代理関係業務」、「所有者不明土地問題」に関しては、それぞれチームを立ち上げ、関係部署とも連携しつつ対応をしている。

また、ミャンマー、東ティモールへの法整備支援事業等に関しては講義、交流等を行い、引き続き対応を進めている。

(2)総務部

佐藤 彰宣 総務部長

事務所表札の寸法に関して連合会会則施行規則を改正し、土地家屋調査士法人の表札に多くの土地家屋調査士名が掲載できるように対応した。



土地家屋調査士会の自立支援機能強化に関して、「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」「事務所調査マニュアル」を近々各会に配布する。

大規模災害対策に関しては、万が一に備えた体制を整えていく。

平成30年度の実施に向けた完全オンライン化に関しては、現在も関係機関と協議中である。

(3)財務部

鈴木 泰介 財務部長

会員減少に伴う、今後の連合会の収支について、継続してシミュレーションを行っている。財政状況を注視しつつ、予算執行を進める。

なお、今年度から連合会が行う契約行為は原則全て入札によるものとした。



(4)業務部

三田 哲矢 業務部長

「調査・測量実施要綱」の改訂を行っており、平成30年度の発刊を予定している。また「重ね図作成手引書」も改訂を行っている。

不動産調査報告書作成ソフトは昨年12月にバージョンアップを行った。

筆界特定制度とADRとの連携については、今後は社会事業部が主軸となり、業務部及び筆界特定制度推進委員会はサポート体制を築いて協力していく。

各会から登記基準点の認定申請が順調に行われている。登記基準点に関する規則等の改定については法務省と最終確認の段階に入っている。



(5)研修部

土井 將照 研修部長

CPDの運用管理に関し、2月に委員会を開催し協議していく。

eラーニングについては、そのコンテンツを拡充し、4月頃までには公開する予定である。

全会員を対象とした年次研修の実施を考えてお



り、特定の研修の受講を会員証更新の必須要件とする更新研修制度を検討している。

「会員必携」に関し、個人情報保護法の改正に合わせて、補訂版を連合会ウェブサイト「会員の広場」で公開した。

なお、ADR認定土地家屋調査士を対象にした研修についても検討中である。

(6)広報部

金関 圭子 広報部長

「所有者不明土地問題」を最優先とした取材、マスメディアに対応をしている。

なお、各メディアに対しては「土地家屋調査士」について

丁寧に説明し、理解を求めている。

また、様々な案件を収集、ストックし、緊急時でもマスメディアに提供できる体制を目指している。

土地家屋調査士白書に関して、2018年版を作成中であり、今年度中の発刊を目指している。

また、今までの寄附講座をまとめている。次年度はこれを一歩進めて報告できるよう検討している。



(7)社会事業部

芦澤 武 社会事業部長

嘱託登記業務発注の情報収集として、登記所備付地図作成作業に係る入札情報の提供を各会にお願いし収集している。

平成28年熊本地震関連事業に関しては、現在、法務省と協議している。

建物所在図作成作業については、平成29年度試行の実施地区・神戸市の一部は縦覧が終了している状況である。他の実施地区の成果も踏まえ、建物所在図作成の事業化に向けた対策について検討していく。

土地家屋調査士会ADRセンターについては、社会事業部が主軸となって進める。筆界特定制度の連携などを踏まえ検討していく。



空き家対策等に関しても、制度対策本部と連携し、情報収集を行っていく。

(8) 研究所

山谷 正幸 研究所長

近畿ブロック協議会管内の土地家屋調査士会の協力を基に、近畿圏の歴史的な地図、資料、土地管理などの「土地法制」に関する研究を行っており、今後も資料調査、分析等を行う。

また「所有者不明土地問題」に起因する「法整備」、「土地行政」に関する研究も進めている。



(9) 土地家屋調査士特別研修運営委員会

土井 將照 研修部長

昨年は209名が認定を受け、認定土地家屋調査士の割合は累計で37.1%となったがまだまだ低いものである。

今年の第13回特別研修は例年どおり行う予定だが、第14回は土地家屋調査士試験日程が変更となることから、平成31年7月から9月にかけて行う案で検討している。

■連合会が取り組んでいる事項等の説明

(1) 「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」について

菅原 唯夫 連合会副会長

今まで「案」として作成してきたが、修正等を重ね、今回最終版としたい。来年度の事業方針大綱はこれを基に策定していく。なお近々各会に配布する予定である。

(2) 中央実施型の新人研修について

土井 將照 研修部長

各ブロック協議会で実施されてきた新人研修に関しては、研修内容の均一化、土地家屋調査士制度への帰属意識の向上を図るために、平成31年度から主体を連合会に移し実施する。会場等、具体的内容

については、まだまだ皆様のご意見等をお聞きしながら、今後詳細を詰めていきたい。

(3) 土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」の今後について

三田 哲矢 業務部長

本システムが平成29年12月20日から運用開始された。運用に関しては「会員の広場」からを通じてのみとしている。また、昨年の個人情報保護法の改正により土地家屋調査士も個人情報取扱事業者となったことから、本システムに係る個人情報の取扱い、守秘義務には十分注意が必要となる。今後は本システムの周知を各会員へ行っていきたい。

(4) 所有者不明土地問題への対応について

柳澤 尚幸 専務理事

- ①所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会
- ②所有者不明土地問題研究会
- ③所有者不明土地研究会



- ④共有私道の保存管理等に関する事例研究会
- ⑤登記制度、土地所有権の在り方等に関する研究会の5つの会合に参画してきた。

なお、②に関し研究会の最終報告として「所有者不明土地問題研究会～眠れる土地を使える土地に「土地活用革命」～」が国土計画協会から公表され、その本文中には筆界の明確化が必要である旨の記載がされた。

今後は、これらの会合の出席者を中心とした「所有者不明土地・空き家問題対応チーム(仮称)」を早急に立ち上げ、情報の共有と提言等のための意思統一を図っていきたい。

■新年賀詞交歓会

同ホテル地下1階「天空」

午後6時から開催された賀詞交歓会には、多くの政治家の方々や、前最高裁長官もお見えになった。



土地家屋調査士「法被」での鏡開き、枅酒での乾杯等、新年らしい賑やかな賀詞交歓会となった。

2 日 目

■平成30年度における事業方針の説明

(1)平成30年度事業方針大綱(案)について

岡田 潤一郎 連合会長

- ①所有者不明土地問題への対応
- ②法改正対応と土地家屋調査士の「調査権限の強化」及び「業務処理環境の改善」
- ③研修・研究部門充実に向けた道筋
- ④地図づくりへの参画と発信・提言
- ⑤土地家屋調査士制度制定70周年への準備対応

この5つを柱とした大綱は、「グランドデザイン」とのリンクを意識したものである。まだ素案である。今後皆様からのご意見等を聞きながら3月末に向けブラッシュアップしていきたい。

(2)平成30年度各部等事業計画(案)について

今までの取組等の継続に加え、70周年記念事業の準備、グランドデザインに基づく基本計画(制度対策本部)、綱紀委員を集めた担当者会同の準備(総務部)、事業助成金の継続(財務部)、マニュアル作成等によるネットワーク型RTK法測量機器等への対応(業務部)、ADR認定土地家屋調査士向けのeラーニングの作成(研修部)等の計画案が各部等から報告された。

■意見交換・情報交換

「所有権界との違いなど、『筆界』についてもっと広報をしていただきたい」、「『杭を残して悔いを残さず』の境界標設置キャンペーンを継続推進して、道路境界の明確化等につなげてほしいのでは」、「個人情報保護法の改正を受けてQ & Aの作成を願いたい」、「空家対策等問題も重要であるので、対策等していただきたい」等、多くの意見、要望等があった。

◆取材者感想

めまぐるしく変化する社会情勢の中で、我々土地家屋調査士に降りかかる課題も常に変化している。何が求められ、何を提供できるのか。このためには、より迅速な情報の収集、伝達、共有が我々土地家屋調査士組織間に必要であるかと思う。今回初めて全国会長会議を取材させていただいて感じたところである。

広報員 赤平裕記(青森会)

土地家屋調査士調査情報保全管理システム 「調査士カルテ Map」について

平成30年2月
日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部

土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」運用開始にあたって ～国民から選択される資格者であり続けるために～

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

私たち土地家屋調査士の業務は、人々の気持ちに寄り添い、人生の幸せな瞬間をも共有することができる、とても温かで人間性豊かな内容を含んでいると認識しているところですが、資格者の保有する情報の発信や共有に関する仕組み作りは、立法によってのみ実現するものではなく、資格者組織が独自のスタンダードとして自主的に立ち上げる場面があってもよいことであります。

今般、当連合会制度対策本部の監修により「調査士カルテ Map」の運用が開始されたことは、私たち土地家屋調査士と国民の皆さんとの距離感を飛躍的に縮めることができる絶好の機会と捉え、社会に対し継続して情報化ツールとしての有用性を広く訴えていく所存ですので、多くの会員の皆さんの利活用を期待するところです。

1 はじめに

連合会は、平成24年度から、土地家屋調査士が保有する業務に関する情報を共有することを目的として、「業務情報公開システム」の構築を進めてきました。

この度、連合会監修の下、株式会社ゼンリンにおいてシステム開発を行い、土地家屋調査士調査情報保全管理システム（通称名「調査士カルテ Map」）として整備し、平成29年12月20日から運用開始の運びとなりました。

2 「調査士カルテ Map」の取組意義

この事業の取組意義は、「調査士カルテ Map」を通じて、私たち土地家屋調査士の保有する業務に関する情報を、国民の共有財産として、「権利の明確化」の拡充と「紛争を未然に防止する予防法務」の新たな仕組みを築くためのものです。また「調査・測量実施要領」に規定されている「情報の共有化」と「会員相互の協調」を保証するシステムを実現させるものでもあります。

社会的信頼性を認められている資格者として、土地家屋調査士しか所持し得ない有益な情報を、保全し共有できるシステムは、過去にも各土地家屋調査

士会において、同様の試みが行われてきました。これは土地家屋調査士が持つ情報の有益性を、土地家屋調査士自身が認識しているからであり、これらの経験が「調査士カルテ Map」の基礎となっています。

3 各会員の業務への寄与

「調査士カルテ Map」は、インターネット環境があればご利用可能な、Webブラウザを利用したアプリケーションであり、「地図機能」と「情報登録」とにその機能が分かれています。

「地図機能」では、全国の住宅地図やブルーマップを制限なく閲覧、検索が可能であり、印刷では複製許諾証が与えられていることから、官公署への提出にも利用できます。また地図の簡易計測機能、地図上へのSIMAデータ取り込みや座標位置の表示の機能など、日常業務に有効に活用することができます。

「情報登録」においては、住宅地図上で受託事件の位置が確認でき、業務の概要情報や成果図・書類等も登録できることから、事件管理の合理化に寄与し、依頼者や関係者からの問合せに迅速な対応をすることもできます。

「情報登録」をしなければ「地図機能」を利用できないものではないので、まずは日常業務に「地図機能」

を役立ててください。この事業の取組意義と土地家屋調査士が保有する業務に関する情報について保全・共有することの有用性を理解し、その上で「情報登録」をしていただきたいと思います。

今後、「情報登録」が蓄積されることにより、所有者不明土地への対応の手掛かりとなり得ることが考えられ、より一層、土地家屋調査士業務への貢献が期待されます。

連合会としては、これら「会員の業務の合理化と会員相互の連携の向上」、「調査・測量実施要領の遵守の促進」、「会員各事務所の事件管理への貢献」を大きな目的として、この「調査士カルテ Map」の開発を進めてきました。

4 運用に際して

この「調査士カルテ Map」は、登録・利用者を土地家屋調査士に限定していることから、その登録は、連合会ウェブサイト「会員の広場」を通じてのみとしています。その「会員の広場」内の「会員に役立つツール関係」に、紹介ページを設け、そこに「調査士カルテ Map」についての説明と、登録サイトへのリンクを設置しています。

同紹介ページには、連合会としてのこれまでの経緯や取組意義についての詳細や、このシステムについての概要資料等を掲示してあります。

5 情報共有と個人情報保護法への対応について

この「調査士カルテ Map」において、情報共有される項目は「だれが」、「どこで」、「どのような業務を

行い」、「どのような情報を持っているか」の基本情報のみです。依頼者の住所・氏名が公開されることはなく、登録された成果品及び調査資料ファイルについても登録会員以外は閲覧、ダウンロードすることはできません。また情報検索においては、特定の氏名の指定や、広範囲を指定した検索はできない仕様となっており、自身の業務の全てが、他人に公開されることはありません。

よって、土地家屋調査士及び依頼者の個人情報保護及び守秘義務について、十分に配慮したものとなっています。

「調査士カルテ Map」の「情報登録」については、依頼者からの承諾等が必要となっていますが、詳しくは、「調査士カルテ Map」の紹介ページの「個人情報保護法への対応について」をご覧ください。登録情報と情報の公開範囲や、個人情報保護法への対応についての説明とともに、依頼者から承諾を得るための、文書案も掲示していますので、必要に応じてご利用ください。

6 今後の展開について

今後は、会員の皆様から寄せられたご意見や要望を基に、システムの見直しや改善を図るほか、過去の情報の取扱いや情報共有の方法について検討を進めていく予定です。

さらに、「調査士カルテ Map」について、会員の皆様にこの事業の取組意義を含めて周知を進めるとともに、「調査士カルテ Map」を通じ、土地家屋調査士の社会的役割と地位の向上及び有用性に貢献していきたいと考えます。

土地家屋調査士調査情報保全管理システム

調査士カルテMap

大切な調査情報の保全と業務の効率化を同時に実現する調査情報保全管理システム

調査情報を地図上の位置と紐付けて事件簿として一元管理することができます。

登録した調査情報の基本情報・位置を土地家屋調査士間で共有することもできます。

調査情報が蓄積されるため貴重な資料の保全管理・情報継承ができます。

主な機能

全体イメージ

地図上の位置と紐付けて調査情報を登録することができます。
また、登録した調査情報を共有することにより、土地家屋調査士相互の連携強化にもつながります。

土地家屋調査士
情報登録

土地家屋調査士B
調査士B

土地家屋調査士C
調査士C

連携強化
(問合せ、情報交換)

情報管理

情報共有

【調査士カルテMap】

情報の保全管理

管理DB

地図機能

住宅地図をはじめ、調査に役立つ地図コンテンツや多彩な地図機能をウェブサイト上で利用することができます。

住宅地図 + ブルーマップ

住宅地図 + 用途地域

SIMA取り込み

地図印刷

見本

事件簿として、土地や建物の基本情報、図面などのデータファイルを登録できます。
登録した調査情報は、マイデータとして、いつでも検索・参照・編集することが可能です。

登録情報

① 調査基本情報

申請日
2012/3/15

調査位置
139°46'13 : 35°41'39

所在
千代田区神田淡路町2丁目

地番
101,102番地

調査分類1
土地

調査分類2
申請手続

調査分類3
分筆(調査測量含)

② 事件簿情報

事件番号
110

受託日
2011/12/10

申請日
2012/3/15

受理日
2012/3/20

引渡日
2012/3/20

依頼者住所氏名
●●●●●●●●

金額
●●●●●●●●円

③ 調査ファイル情報

・登記申請書.pdf

・地籍測量図.tif

・分筆図.tif

・調査画像.pdf

・測量成果.sim

④ その他所有情報

(登記所資料)

☐ 土地登記記録

☐ 地籍測量図・土地所在図

☐ (官公票等資料)

☐ 基準点成果

※所有無のチェックのみ

※情報共有時は、上記の①③④のみ共有されます。③の調査ファイルは、ファイル名のみ公開されます。

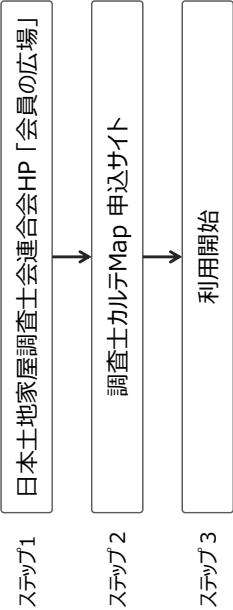
10 土地家屋調査士 2018.3月号 No.734

導入までのかんたん3ステップ

価格

月額 3,000円＋税 でご提供します。(全国展開可)

※お申込みに、所属の土地家屋調査士会名と登録番号が必要となります。
※複数人で利用する場合は、同時ログイン数をご指定することができます。
※同時ログイン数を1増やすごとに上記金額が加算されます。
※クレジットカードでのお支払いとなります。
※用途地域の閲覧は、所属の土地家屋調査士会の都道府県のみです。



動作環境

Webブラウザで通常のインターネット環境があればご利用が可能です。

OS	Microsoft Windows 7 / 8.1 / 10	macOS 10.11 / 10.12
ブラウザ	Google Chrome 61.0以降 ※推奨 Internet Explorer 11以降	Safari 10.1.1以降
メモリ	4Gbyte以上推奨	

※タブレット (Android / iOS) でのご利用も可能です。
※画面サイズによっては一部表示レイアウトが崩れる可能性があります。機能自体に影響はありません。

最後に

当システムは、日本土地家屋調査士会連合会監修の下、株式会社ゼンリンが制作したものです。

参考：日本土地家屋調査士会連合会ウェブサイト



○アクセス方法は以下の通りです。

「日本土地家屋調査士会連合会ウェブサイト」→「会員の広場」→「会員に役立つツール関係」
→「調査士カルテ Map のご紹介」
⇒「調査士カルテ Map 申込みサイト」(株式会社ゼンリン内)へ

日韓司法協力・不動産登記特別講演セミナー

—日韓パートナーシップ共同研究・特別企画—

平成29年11月20日、新宿駅から中央線で30分ほどゆられ、私は東中神駅の北口に降り立った。駅の案内看板には会場となる「法務省国際法務総合センター」は書いておらず、スマホで地図を見ながら歩くことにした。ふと、同じように地図らしきものを見ながら歩いている女性が目に入った。するとその女性が話しかけてきた。話してみるとその女性は京都からきた刑務官らしく、私の目的地の同じ敷地内にある矯正研修所で研修を受けるらしい。「同じ方向ですね〜」と関西人同士が東京で出会ったことで、少しばかり緊張が解け、話しながら歩いていると時間はすぐに過ぎ去り(約10分)、目的地付近へと着いた。お互い名乗ることすらなかったが、少し後ろ髪を引かれる気もしつつ、会場となる建物の中へ向かった。

会場となる「法務省国際法務総合センター国際棟国際会議場A」は、本セミナーが柿落としとのこと



で、非常にきれいな会場で、全ての座席に発言用のマイクが設置されており、テレビで見る国連の会議場のような雰囲気に少し興奮を覚えた。

ここでまず、日韓パートナーシップ共同研究(韓日登記官等相互研修)について説明する。背景として、日韓の物権及び登記法制の比較のための研究が構想化され、1982年から法務局職員専攻科研修に韓国大法院職員を聴講生として受け入れるというところを起点とし、1999年から年1回開催(2011年は東日本大震災の影響で中止)されている。研究分野は第1回から第3回まで不動産登記制度・法人登記制度、第4回からは民事執行制度が追加され、第7回からは戸籍制度が追加、第8回からは供託制度が追加されるなど、研究分野を拡大している。共同研究の目的は、日韓の研究員が、両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深めること、研究の成果を制度の発展及び実務の改善に役立てること、両国間のパートナーシップを醸成すること、となっている。特徴としては、「日本セッション」と「韓国セッション」の2本立てにより構成されており、両国の研究員が互いに相手国を訪問し、比較研究を実施し、各研究員の研究成果等を冊子に取りまとめている。主催者は、日本側は法務省法務総合研究所国際協力部と公益財団法人国際民商事法センター、韓国側は大法院(日本における最高裁判所)法院公務員教育院であり、研究員は、日本側は法務省・法務局(東京管内)職員4名と裁判所職員1名の計5名、韓国側は大法院・各級法院職員の中から法院公務員教育院が選抜した5名という構成になっている。

セミナーは法務省法務総合研究所長の佐久間達哉様と法務省民事局長の小野瀬厚様の挨拶から始まり、法務省法務総合研究所国際協力部長の森永太郎様から、日韓パートナーシップ共同研究の説明(前掲)がされた。

続いて、大韓民国大法院法院公務員教育院長の具演謨(グ・ヨンモ)氏から「韓日登記官等相互研修(日韓パートナーシップ共同研究)の意義及び韓国の不動産登記制度の最近の動向」と題し、講演が行われた。日本の統治時代に端を発する韓国の登記制度であるが「類似した制度」、「異なる運営」とのことであ



り、韓国では「国民向けのサービス改善と業務処理の効率性を強調」、「新たな制度の導入に果敢かつ積極的であり、電算情報化に集中」している。他国のことなので詳細は省くが、国民向けのサービスとして「安心相続ワンストップサービス」(亡くなった人の第三順位の相続人まで、故人の預貯金や不動産、負債まで一括で確認できる制度)「先祖の土地探しサービス」(祖先の住民登録番号が分かれば、簡単に電算情報で不動産を探すことができる制度)を提供しており、日本とは違う思想で、戸籍・地籍データ管理の運営がされていると感じた。IT先進国の韓国ではあるが、オンラインによる登記申請の比率は2014年で11.4%、2015年で17.8%、2016年で10.9%となっており、電子申請の活性化への模索をしているなど、同じような課題を抱えているのかと思うと、ぐっと身近にも感じられた。

続いて、早稲田大学大学院法務研究科の山野目章夫教授から、「日本における不動産登記制度の最近の



動向及び今後の在り方」と題した講演が行われ、平成16年の不動産登記制度の改革を軸に、権利に関する登記と表示に関する登記の諸問題などの幾つかのテーマに沿った内容であったが、その中においても、東日本大震災の際の高台移転等の復興事業によって顕在化した所有者所在不明土地問題についても触れられていた。講演の最後に、財団抵当と大深度地下利用について触れられ、権利の公示を法務省以外が管轄していることを指摘されたのが印象的であった。

その後に具演謨院長と山野目教授に質疑応答、意見交換が行われ、最後に公益財団法人国際民商事法センターの南敏文理事の閉会挨拶でセミナーは終了した。

具体的な制度については、よく機能しているのかがどうか不明なところもあるが、例えば、日本でも「安心相続ワンストップサービス」や「先祖の土地探しサービス」のようなものがあれば、所有者所在不明土地問題の解決にも近づくかも知れない。登記制度の行き先について、日本国内という井戸の中だけで考えるのではなく、国際的な視点を持って考え、提言することも我々資格者団体には必要なことではないだろうか。

とはいえ、実は一番驚いたのは、同時通訳の方が、専門用語飛び交う講演をすんなりと同時通訳されていたことだった。山野目教授の講演にはアドリブ的なところもあったので、事前に用意された原稿を読んでいたわけではなさそう。語学力がなければ、コミュニケーションもできない。取りあえず日本語力を磨こうと思いながら帰路に着くのだった。

広報部理事 東良憲(奈良会)



熊本会

『第Ⅱ系原点記念碑「地図の源」がつなぐ絆』

熊本県土地家屋調査士会 平田 孝次

我が熊本会には、土地家屋調査士制度制定50周年記念事業の際、平面直角座標系第Ⅱ系(旧日本測地系)の原点に記念碑が建立されています。当時、建設資金の調達には相当苦勞なされたようですが、2000年10月1日に除幕式、前日には記念式典が盛大に行われたようです。記念碑は、阿蘇市西湯浦という地区にあり熊本地震の影響も心配されましたが、建立当初の姿と変わりありません。毎年行っている清掃活動も熊本地震から半年後には行うことができました。第Ⅱ系原点記念碑「地図の源」の清掃活動として、年1回行っている原点清掃を紹介させていただきます。熊本会では、この原点清掃という活動を通して会員間の親睦を深めています。

例年原点清掃には、会員30名程度、他に会員家族、子供を含め10名程度が参加しています。昨年も9月30日に清掃作業が行われ、当日は曇りでしたので天候に影響されることなく、原点清掃活動を行うことができました。

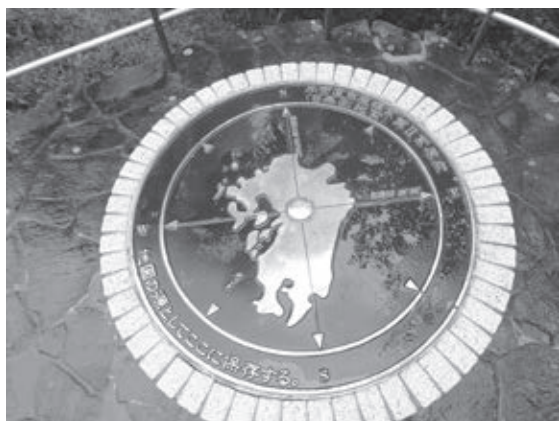
9月下旬の熊本は日中まだまだ気温が高く、昼間の測量は汗ダクダクといった感じなのですが、この時期の阿蘇地域はめっきり涼しくなっており朝晩は肌寒く、晩秋のような感じです。へき地のため午前11時から作業開始ということでしたが、なぜか午前11時の時点で作業の半分近く終わっていることにいつも

ながら感服いたします!!毎年、お楽しみのキャンプに早く行くことができるのは、数名の方が1時間も早く来て作業を始めてくださっているおかげなのです。

参加者の皆さんが集合すると国道脇に「土地家屋調査士」ののぼり旗が登場し、道路脇に立てて作業開始、隣接する国道は車が頻繁に通っていくため、安全確保にもつながります。通りすがりの車…誰が何をやっているのか、分かっていただけの方が何人いることでしょうか。地道ですが、広報にも一役買っているはずです。熊本の土地家屋調査士地道に頑張っています。

清掃作業では、皆さん思い思いの道具を持ち込み作業に打ち込みます。その丁寧さは、さすが土地家屋調査士!細かい!といったところでしょう。刈払機の扱いも慣れたモン!どんどん綺麗になっていく。清掃中に子供たちは、少し離れたところで楽しそうに山栗拾いをしています。

原点記念碑建設当時、実行委員会副委員長だった阿蘇支部の前田会員はいつもの清掃道具持参!おそらく、全てこのために購入なさったのでしょう。自家用の軽トラに500Lの水タンク。エンジンポンプに高圧洗浄機とそれを動かす発電機。もうここまでくると、プロの業者さんですね。清掃作業の仕上げは、これらの機械でこびりついた苔や水垢を隅々まできれいに洗い流し、身も心も原点もきれいになったところで昼食。



地図の源



記念碑(遠景)

昼食後、参加者全員の記念撮影をして、原点清掃作業を終了しました。

清掃後には近くのキャンプ場に移動して恒例、親睦キャンプ♪

待ちに待ったキャンプの時間です。原点の場所から車で20分ぐらいの場所にある『古代の里キャンプ村』に移動。移動途中で温泉に入ったり、買い物したりとバラバラに行動してキャンプ場のログハウスに集合。子供たち…いや大人の方が結構楽しみにしているようです。

程よい時間からバーベキュー開始！福岡副会長によるお肉・魚介の豪華なバーベキュー、ビアサーバー

も持ち込むのですが、たくさんあったビールは元よりアルコール全般がどんどんなくなっていくます！おかし…グラスに穴でも空いているのだろうか。

参加者が各々持ち寄る差し入れがとても楽しみ。お手製のビーフカレー、手作りお菓子や豪華なラザニアが振る舞われとても楽しい時間を過ごせます。それにしても料理上手な先生方がたくさんいらっしゃる！また今年も楽しみにしています♪

先輩土地家屋調査士の先生方が残してくれたものはモニュメントだけではなく、仲良く絆を深めることができる懇親の場「絆の源」になっています。建設に関わられた先輩方に感謝するばかりです。



清掃後のバーベキュー キャンプ場にて



清掃参加者集合写真

静岡会

『大河ドラマ「おんな城主直虎」のふる里』

静岡県土地家屋調査士会 内山 綱良

2017年NHK大河ドラマにて「おんな城主直虎」が1年にわたり放送されました。私の事務所は、正に「おんな城主直虎」の舞台である静岡県浜松市北区引佐町井伊谷にあります。「おんな城主直虎」の放送が決定してから、引佐町や近隣の市町にも直虎関連ののぼり旗が立ち、多くの観光客が訪れるようになりました。大河ドラマの主人公である井伊直虎に関しては、これまでの通説は、井伊直盛の娘とされる「次郎法師」の後身とするものでありましたが、近時発見された史料からすると、今川家御一家衆の関口氏経の息子であったとの説もあります。大河ドラマでは、タイトルのとおり、井伊直虎は井伊直盛の娘であり、戦国時代に女城主となったという説に沿って描かれておりますが、関口氏経の息子としてでは大河ドラ

マの題材には選出されなかったことでしょう。

直虎ゆかりの地、井伊谷とその周辺には、史跡が数多くありますが、その一部をご紹介します。龍潭寺は井伊家の菩提寺であり、南溪和尚も住職を務めていました。庭園及び左甚五郎作と伝わる彫刻と鶯張りの廊下が有名です。渭伊神社は井戸や井水を祀る神社で、井伊家の発祥とともに氏神となりました。南北朝の争乱期に、龍潭寺の境内から現在地へ移ったといわれています。毎年10月、体育の日前の土曜と日曜に例大祭があり、私はその時に行う神楽の舞の指導をしています。妙雲寺は直虎の菩提寺であり、直虎の死後、自耕庵へ葬られたと伝わっています。自耕庵は直虎の院号「妙雲院殿月泉祐圓禪定尼」をもって後に妙雲寺と改めました。現在は土・日曜、

祝日のみ拝観可能で、地元ボランティアの案内にて直虎と南溪瑞聞の位牌を公開しています。井伊谷城跡は引佐協働センターの北に位置し、井伊谷を一望できる丘陵に築かれた井伊家の城館。現在は城山公園として整備されており、土塁などの遺構が見学できます。4月には山の中腹にて夜ライトアップされた桜も見るができます。井伊谷宮は南北朝時代に井伊谷城を拠点として活躍した、後醍醐天皇の皇子である宗良親王を祀る旧宮幣中社。学徳成就・家内安全などを願い、毎年多くの参拝者が訪れます。

また、大河ドラマ「おんな城主直虎」では、浜松市内でもたくさんのロケーションにて撮影が行われました。天白磐座遺跡は^{てんぱくいざくら}おとわ達子役が第1話で遊んでいた巨石の遺跡で、渭伊神社本殿から北に上った先にあります。高さ7mに及ぶ最大の磐座の西壁直下は古墳時代の祭祀場であり、日常の安寧と豊穰、子孫繁栄を願い、巨岩の前で儀式が執り行われていたといわれています。私も子供の頃は、この遺跡周辺でよく遊んでいました。方広寺は建徳2年に開創

された臨済宗方広寺派の大本山で、境内には国指定重要文化財の釈迦三尊のほか、七尊菩薩堂や五百羅漢などを有しています。座禅や写経、精進料理も体験することができます。久留女木の棚田は「日本の棚田百選」にも選定されました。空撮により、黄金色に染まった棚田が撮影され、とても迫力のある映像でした。高根城は1414年に築かれたといわれ、現在は、本曲輪部分に井楼櫓や主殿、城門が復元されています。中田島の海岸は、日本三大砂丘の一つであり、夏は色とりどりの海浜性植物の花を見ることができます。毎年春から夏にかけてアカウミガメが産卵のため数多く砂浜に上陸することでも知られています。

そのほか井伊直虎の花押が唯一記された古文書「井伊直虎関口氏経連署状(蜂前神社所蔵)」^{はちさき}を保管している浜松市博物館や出世城として名高い浜松城など、浜松市及びその周辺は見所満載です。鰻やミカン、浜松餃子など全国的にも有名な美味しい物も数多くありますので、是非一度、もとい何度でもお立ち寄りくださいませ。



井伊直虎の位牌が見つかった妙雲寺



井戸や井水が祀られている渭伊神社本殿



渭伊神社の裏山(葉師山)の頂上にある天白磐座遺跡

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



1月16日
～2月15日

今年の冬は例年以上に厳しくて、東京都心でも20センチを超える積雪を体験しましたが、ここに来て水道橋の街も少しずつ春の気配を感じるようになりました。木々の芽吹きと時を同じくして、袴姿の卒業生をはじめとする多くの人々も水道橋から旅立ち、そして新しい出会いの季節を迎えます。

1月

16日 東京土地家屋調査士会、東京土地家屋調査士政治連盟、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会新春交礼会

東京ドームホテルで開催された標記新春交礼会に出席させていただく。私からの挨拶にて、東京は言わずと知れた日本の政治・経済・文化の中心であり、土地家屋調査士制度においても過去から現在まで、そして明日からもセンターポジションを担っていることに感謝申し上げた。多くの国会議員、都議会議員の方々にお越しいただき、実に華やかな集まりであった。

16日、17日 第2回全国会長会議の議事運営等に係る打合せ

翌日からの全国会長会議、新年賀詞交歓会における最終的な打合を加賀谷副会長、柳澤専務理事、佐藤常任理事、小嶋理事、大竹理事と共に行う。主に総務担当役員と連合会職員の息の合った運営を指示するとともに連合会の全国会長会議へのスタンスについて確認する。

17日、18日 第2回全国会長会議

今年も全国会長会議を東京ドームホテルにて開催。全国の各土地家屋調査士会会長へ「空き家問題・所有者不明土地問題対応」を中心に新年の挨拶をさせていただいた後、各部から懸案事項の報告と説明を行った。私からは平成30年度事業方針大綱(素案)

を示し、連合会が進もうとしている未来への道筋を説明させていただいた。各会長からも多岐にわたる視点から意見、提案を頂戴した。また、初日終了後に開催した新年賀詞交歓会においては、例年以上に多くのご来賓に出席していただき、緊張の中、自分が挨拶する声が裏返ったような感覚となった。そして、賑やかな中にも制度に対する意見交換や政治への要望等、活発な渉外活動を行う頼もしい連合会役員と熱い各会会長の姿を見た。

18日 第54回「塩崎恭久と明日を語る会in東京」

私と同郷でもあり、愛媛県選出の前厚生労働大臣さらには、自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の幹事長もお願いしている塩崎恭久議員のモーニング勉強会に出席。終了後、全国会長会議2日目に定刻どおり出席。

18日 日本司法書士会連合会・同政治連盟・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート・全国公共嘱託登記司法書士協会協議会・司法書士国民年金基金平成30年新年賀詞交歓会

日司連の新年賀詞交歓会に菅原副会長、戸倉副会長と共に参加。こちらも全国会長会議と併設らしく、大勢の司法書士の方々が全国から集結されていた。様々な士業の新年会に出席させていただいているが、運営も進行も対応もそれぞれ工夫されていて、とても勉強になる。また、来賓の方々の顔ぶれも多彩であり日調連として、積極的にご挨拶と情報交換をさせていただいた。

19日 第19回法整備支援連絡会(東京会場(本会場))

東京都昭島市の法務省国際法務総合センターで開催された、法務省国際協力部主催による連絡会に参加。海外で法整備支援を実施された経験に基づくプレゼンとパネルディスカッションを拝聴する。「途上国においては、法整備だけでなく人々のコミュニティーにも手を差し伸べていく必要がある。」との提言が印象的であった。

20日、21日 近畿ブロック協議会新人研修

今年度は各ブロックで開催される新人研修会に全てお邪魔し、新人の皆さんにご挨拶をさせていただくとともに意見交換をさせてもらっているが、近畿ブロックにおいては講義の時間を準備してくれて、54名の受講者に直接語りかけることができた。会場のコスモスクエア国際交流センターは大阪南港の

近くで、周りには何もなく、大人数を収容できる上に、宿泊施設も併設していて新人研修会には最高の施設だと感じた。

23日 平成30年埼玉土地家屋調査士会等の新春交礼会

埼玉会の新春交礼会に出席。「年頭から東証平均株価が2万3千円を超えたとか、世界同時株高の報道に接しているが、翻って多くの土地家屋調査士を取り巻く環境は依然として厳しいことに触れつつも、時代は確実に私たちに対して期待しているし、その期待に応えるべく実績を積み、社会から選択される資格者であり続けましょう。」と挨拶させていただいた。

24日 千葉県土地家屋調査士会等の新春賀詞交歓会

千葉会の新春賀詞交歓会に出席。地元選出の国会議員・県議会議員の方々、さらに千葉県内の関連団体の皆様をはじめ、多くのご来賓を迎えて誠に華やかな時間を演出いただいた千葉会の皆さんに感謝申し上げた。また、政治連盟と土地家屋調査士会、県公嘱協会の強い信頼関係を感じさせる新年会でもあった。

25日 林芳正参議院議員「第45回朝食勉強会」

現職の文部科学大臣・林芳正議員のセミナーに参加。平成30年度税制改正のポイントと経済情勢に関して、詳しい資料を配布され、分かりやすくお話いただいた。私たちもグローバルな視点でマーケットや税制、国家予算に関して注視する必要性を感じた。

25日 自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会

自由民主党・土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の総会に加賀谷副会長、柳澤専務理事と共に出席し、政策要望等をお願いさせていただいた。また、今般、新たに同議員連盟に入会を希望いただいた20名を超える国会議員の方の入会が承認され、実に心強い限りである。さらに、意見交換においては、「所有者不明土地問題」、「地図づくり」に関して私たち土地家屋調査士に対する期待感に満ちた多くの意見と激励を受け、身の引き締まる思いである。

26日 平成29年度土地家屋調査士新人研修(四国ブロック協議会)

四国ブロック協議会の新人研修会にお邪魔し、挨拶をさせていただく。大勢が参加している新人研修会も、少人数で開催している新人研修会も、私の中では星の数ほどある職業の中から「土地家屋調査士」たる資格者を選択し、永く人生を歩んでくれるであろう「新人」の皆さんに伝えるべき「魂」は等しいわけである。

27日、28日 平成29年度土地家屋調査士新人研修(九州ブロック協議会)

温暖な四国・高松にしては、珍しく小雪が舞う中を九州ブロック協議会の新人研修会開催地である鹿児島島に向かう。この日は南国・鹿児島でも雪がちらついている。50人の受講生を前に連合会長として挨拶させていただいた。どこの新人研修会でも皆、目が輝いている。この輝きを持続させるべき策を打つことが、先輩としての私たちの使命である。

30日 第68回“社会を明るくする運動”中央推進委員会会議

連合会は、法務大臣が委員長を務める標記運動の中央推進委員であり、会議に出席。今回は、サブタイトルとして「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」と掲げられており、黄色い羽運動を推進している。

30日、31日 制度対策戦略会議

平成30年度以降に向けた事業精査と予算編成に関して、各副会長、柳澤専務理事、佐藤総務部長、鈴木財務部長を招集し、制度対策戦略会議を開催。さらには、過日の全国会長会議において議論された内容についても、土地家屋調査士制度と国民をつなぐ視点に重きを置いて大局的な協議を行った。

31日 第1回法務委員会

清水顧問、房村顧問、安本顧問、相場弁護士に来館いただき、法務委員会を開催。懲戒処分情報の公開に関する案件や土地家屋調査士の業務処理環境の改善についてご意見を伺った。

31日 神奈川県土地家屋調査士会新春賀詞交歓会
新年賀詞交歓会もこの日の神奈川会で最終である。自分の中では、年明け直後から会務に浸り切ってきたこともあって、新年を祝う感覚とは無縁の生活であるが、本日をもって、文字どおりお正月気分はおしまいとなった。神奈川会の賀詞交歓会も華やかに企画されており、多くの国会議員や地元議員の方々に出席いただき、普段のお付き合いの深さを感じた。また、安倍総理大臣からのメッセージも届けられ会場に披露いただいたことにも感激の至りであった。

2月

1日 平成29年度土地家屋調査士新人研修(北海道ブロック協議会)

札幌土地家屋調査士会館において開催された、北海道ブロック新人研修会に出席。会場の外は雪煙舞う寒さだが、北海道の新人達の姿勢から熱いものを感じつつ、土地家屋調査士会連合会を代表して「魂」を伝える時間を用意していただけたことに感謝し、直接、目を見て、耳で聞いた彼らの夢や悩みを今後の会務にも生かす必要があることを思う。それにしても、四国で生まれ育った私にとって、この寒さは尋常ではない。脳天から血管まで凍りそうである。

2日 中部ブロック協議会新人研修

氷点下の札幌を後にして、そのまま中部ブロック協議会新人研修会が行われる名古屋に向かう。50名を超える受講生の熱気を感じながら連日「土地家屋調査士の魂」を伝来する。中部ブロックの新人達は、特にマジメでシャイな人が多いのか、懇親会場でも私の周りになかなか近寄ってきてくれない。連合会長は、個別のお説教をしたり、かみ付いたり、たたいたりしないし、怖い人でもなく普通の土地家屋調査士であることを宣言したら少し打ち解けた感が広まって安堵。

6日 第1回所有者不明土地・空き家問題対応PT

所有者不明土地問題、空き家問題に関して、官民間問わず各種の委員会、検討会、勉強会に連合会からメンバーとして派遣あるいは推薦している担当者を招集し、各々の会合における検討内容と進捗状況、提

言内容等を集約的に精査し、連合会としての立ち位置を確認するとともに、今後の対処方法について協議した。

7日 第12回正副会長会議

各副会長、柳澤専務理事、佐藤総務部長を招集し正副会長会議を開催。各々から過日の制度対策戦略会議後の活動と懸案事項への対処等の報告を受けた後、情報と対応策を共有するよう協議を行う。

7日、8日 第7回常任理事会

常任理事会を招集し、審議事項と協議事項について会議を持つ。各常任理事とも就任後7か月を経過したところであるが、慣れから発生する緩みもなく、全員が充実している様子が感じられる。平成30年度以降に向けた事業精査と予算編成に関して、詳細を詰める時期でもあり、的確に整理し実行する必要性を共有。

9日 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2018

再び真冬の札幌に向かい「ほっかいどう地図・境界シンポジウム」に出席。当シンポジウムは今回が連続17回目の開催であり、毎回時代の風を読んだ内容で企画し、社会発信いただいている。今年のテーマは「まちづくり未来へつなげるために」と題し、松久三四彦北海道大学教授と札幌法務局民事行政部長の講演二本立てであり、正に時機を得た内容に全体で約250名の参加者の内、七割近い自治体職員の皆さんも含め、全員が熱心に耳を傾けておられた。何事も継続することの大切さと大変さを実感した。

10日 衆議院議員山下たかし氏との勉強会

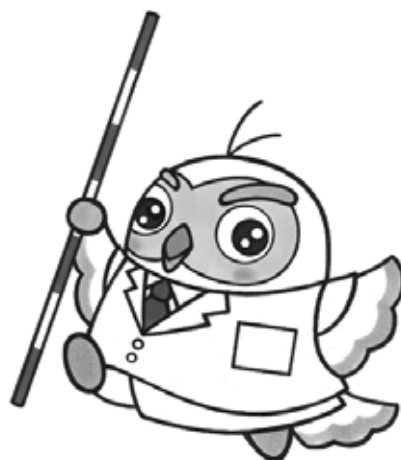
岡山会が企画された、山下たかし法務大臣政務官との勉強会に参加するため岡山市に向かう。「空き家問題対策」と「所有者不明土地問題」に関して各省庁の対応等につき、最新の情報を交換させていただいた。山下議員が法務大臣政務官に就任されていることは、土地家屋調査士と国民の皆さんがより近い存在となり得る大きな機会と捉えると同時に、私たちは今まで以上に積極的な対応が求められるものと認識している。

13日 東北ブロック協議会平成29年度新人研修会に講師として出席

今年度の新人研修会も東北ブロック協議会で最終になる。当初の計画どおり全ての会場に私自身がお邪魔し、新人の皆さんにご挨拶をさせていただく機会を得られたことに感謝。何よりも、土地家屋調査士を目指して、正にスタートラインに立った、あるいは立とうとしている日本中の新人達の生の声を聴くことができ、目の輝きを直に観て連合会長としてますます奮い立つものがあつたと感じている。未来にわたって、彼等、彼女等の夢と悩みを共有できる連合会でなければならない。

15日 全公連 平成29年度全国理事長会議における講演

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会主催の全国理事長会議で挨拶させていただく。地図づくり事業や公共嘱託登記に関して常々協力いただいていることに対してお礼を申し上げた後、情報管理の検証と徹底についてお伝えするとともに、平成30年度の連合会における事業方針大綱(案)を基にお話させていただいた。



県庁舎での官公署職員・土地家屋調査士合同研修会

鹿児島県土地家屋調査士会 広報部長 竹添 裕二

鹿児島県土地家屋調査士会(以下「本会」という。)では、数年来、産官学連携を会の業務と具体的に連携させることを意識して会務行事などの企画を行ってきました。

今回は、官民共通のテーマでの研修会・講演会を行いたい、それも県庁庁舎を利用して、と欲張ったことを企画しました。その結果、前例のない研修会は県庁とのすり合わせで大変な苦勞を要することになったのですが、研修部をはじめ関係者皆さんの努力の成果として、大変すばらしい研修会・講演会が本会、鹿児島県、日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会、(公社)鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との4団体共催により実施され、県庁職員、県内各市町村職員、法務局職員、本会会員、九州各県の土地家屋調査士会員、司法書士、県議会議員など合わせて約400名の参加の下、大成功を収めましたのでご紹介したいと思います。

なぜ、このような企画をしたのかということですが、昨今、いわれております「所有者不明土地問題」、「相続登記未了問題」、「空き家等対策問題」などの国家的な政策について、官公署職員と我々土地家屋調査士が一緒になって考えることで双方の資質の向上につながり、そのことが結果的に市民の利益になるのではないかとということを訴えたかったのにほかなりません。

日程は平成30年1月9日(火)終日という強行的なスケジュール、総合タイトルは「公共用地と登記に関する研修会」と銘打ちました。ちなみに、昼食は県庁の食堂を利用させていただきましたが、安価でボリュームもありおいしいメニューでした。

第一部として、「公共用地取得が困難な事例への対応」をテーマに、鹿児島県地域振興局建設部建設総務課主幹、東條康彦氏を講師に、プライバシー等に配慮しつつ、具体的事例について講義を頂きました。具体的内容として、共有物分割請求訴訟により取得した事例、不在者財産管理制度及び即決和解手続を活用した事例でした。

共有物分割請求訴訟により取得した事例の流れは、共有地の一部が事業用地となっており、土地の買収に関して合意が得られている共有者から持ち分を取得し(具体的持分は鹿児島県の持ち分6/7)、

合意が得られず協議不調となった共有者を相手取って、事業用地とそれ以外の部分に分割することを求める訴訟を提起するというものです。事業の性格、当該地確保の必要性、用地交渉の熟度、他の制度活用の可能性等を総合的に判断し、必要な場合、訴訟手続へ移行したとのことでした。

不在者財産管理制度及び即決和解手続を活用した事例では、登記名義人や相続人の一部が行方不明である場合、家庭裁判所から選任された管理人と交渉を行い、管理人の権限外行為である売却処分、無償譲渡については家庭裁判所の許可を得て事業用地を取得する流れでした。



東條講師による研修の様子

第二部として、本会会長である宮脇謙舟会長の挨拶の後、本会副会長兼境界問題相談センターかごしまセンター長の鳥越健氏を講師に、「用地取得トラブルと筆界特定制度、土地家屋調査士会ADR」をテーマに研修を行いました。

筆界と所有権界、境界トラブルの新たな紛争解決手続としての筆界特定制度、土地家屋調査士会ADR、それぞれの長所、短所を交え、仔細に説明がされました。

また、市道用地取得の際の隣接地所有者の立会拒否による事業の停滞について、土地家屋調査士会の認定土地家屋調査士紹介制度を活用し、認定土地家屋調査士が官公署の代理人として筆界特定制度を申請し、計画年度内の用地取得が完了したという仮想事例等が紹介されました。



挨拶する宮脇鹿児島県会長と講師の鳥越境界問題相談センターかごしまセンター長

第三部として、野中和香成日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会会長の挨拶の後、早稲田大学大学院法務研究科教授、山野目章夫先生を講師に、「所有者所在不明土地を考える」をテーマに、講演をいただきました。

「所有者不明土地」とは、所有者が分からないのか、所有者の所在が分からないのか、全部が分からないのか一部なのかといった、言葉の整理から始まり、所有者及びその所在を明らかにするため登記を促す、登記を工夫する、所有者及びその所在が明らかとならない土地の需要を有する者の土地の使用を認める制度など、段階を分けた説明がされました。具体的には登記官の職権による長期相続登記未了土地について、その旨の登記の記録ができること、その土地について必要な限度で、市町村長などに対し、必要な情報の提供を求めることができること、前述情報から土地の所有権の登記名義人の相続人に対し、必要な登記手続の促しができるような制度になるであろうことが説明されました。また、土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の創設など税制による相続登記の誘導についても説明されました。

次に、道路や公園、社会福祉施設など地域福利増進事業のために、法律が定める限度の年数以下の期間で土地の需要を有する者の土地の使用を認める制度が紹介され、行政関係者から活発な質問がされました。現時点においては土地の需要を有する者の土地の使用を認める制度についても、まだまだ検討の余地があり、今後、更なる制度の改良が必要であることも指摘されました。

さらに、将来自分の敷地の半分を子供に譲りたいが、隣地に所有者不明地があると、分筆登記ができないのではとの不安を抱える新聞への投稿記事を引用され、所有者不明地問題等は我々土地家屋調査士に直接的に関係する問題であることを指摘されました。

最後に、(公社)鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の西英孝理事長が、講師及び合同研修会実施に向け尽力いただいた関係各所へのお礼の言葉、並びに今後も今回のような官民共催による研修会を開催し、諸々の問題について、県、市町村、土地家屋調査士が協力して解決していく、そのノウハウが土地家屋調査士にあることをアピールし閉会となりました。



挨拶する野中九B会長と講演される山野目教授

1月
16日

研究所第1回研究テーマ「土地法制研究」会議
＜協議事項＞

- 1 研究テーマ「土地法制に関する研究」について

23日、24日

第5回社会事業部会
＜協議事項＞

- 1 地図の作成及び整備について
- 2 土地家屋調査士関連業務の拡充について
- 3 ADR認定土地家屋調査士の活用について
- 4 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR制度の連携について
- 5 社会事業部における空家対策について
- 6 平成30年度における事業計画(案)及び同案における具体的な取組内容について

第6回財務部会
＜協議事項＞

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 各種委員会委員等への報償費の支出方針について
- 5 桐栄サービス取締役の後任人事について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会会計規則及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の改正について
- 7 平成30年度予算(案)について

24日、25日

第5回総務部会
＜協議事項＞

- 1 平成29年度全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 2 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 3 「連合会諸規程集(平成30年作成)」の作成について
- 4 懲戒処分情報の公開について
- 5 平成30年度綱紀委員会同(仮)の開催について
- 6 第1回法務委員会の協議事項について
- 7 日本司法書士会連合会との意見交換会の協議事項について
- 8 土地家屋調査士会等からの照会について
- 9 役職員が加入する傷害保険及び生命保険について
- 10 サイバーリスク保険について
- 11 専門事業者賠償責任保険について

- 12 第2回全国会長会議における意見等への対応について

25日、26日

第5回研修部会
＜協議事項＞

- 1 中央実施型の新人研修について
- 2 年次研修について
- 3 平成30年度におけるeラーニングコンテンツの外部委託による製作について
- 4 ADR認定土地家屋調査士の研修について
- 5 日本司法書士会連合会との情報交換会の対応について
- 6 CPD評価検討委員会への対応について
- 7 平成30年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について

第4回研究所会議
＜協議事項＞

- 1 平成29年度の研究所事業について
- 2 平成30年度研究所事業計画(案)及び同予算(案)について

30日、31日

第4回業務部会
＜協議事項＞

- 1 平成29年度事業計画の進捗状況の確認及び平成30年度事業計画(案)について
- 2 筆界特定制度に関する事項について
- 3 登記測量に関する事項について
- 4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
- 5 登記基準点の商標登録について
- 6 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査について
- 7 事件簿の増刷について
- 8 請求書・領収証の様式について
- 9 年計報告書の金額の記載について
- 10 平成30年度事業計画(案)及び同予算(案)について
- 11 各種委員会の開催について

第3回制度対策戦略会議
＜協議事項＞

- 1 平成30年度事業計画(案)及び同予算(案)について
- 2 制度対策本部事業の懸案事項について

31日

第1回法務委員会
＜協議事項＞

- 1 懲戒処分情報の公開期間について
- 2 土地の筆界を明らかにする業務について

2月

1日、2日

第5回広報部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 制度広報ツールの企画及び作成並びに発信について
- 3 表示登記無料相談会等の実施について
- 4 会報の編集及び発行に関する事項について
- 5 平成30年度の編集会議(電子会議)の開催方法について
- 6 平成30年度広報部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 7 平成30年度の会議日程について

5日、6日

第6回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 調査・測量実施要領の改訂について
- 2 平成30年度委員会の日程について

7日

第12回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成29年度第7回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 制度のグランドデザイン検討会委員の追加選任について
- 3 高精度衛星測位サービス利用促進協議会(QBIC)の検討委員会への連合会からの委員の派遣について

研究所第2回研究所テーマ「国土有効利用」会議

<協議事項>

- 1 研究テーマ「国土の有効利用に関する研究」について

7日、8日

第7回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成30年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 土地家屋調査士倫理規程の一部改正(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則の一部改正(案)について

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテMap」」の説明会未参加の各土地家屋調査士会への説明をウェブ会議で開催することについて

- 2 平成29年度全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 3 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 5 退職金特別会計の廃止及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)について
- 6 各種委員会委員等への報償費等の支出方針について
- 7 中央実施型の新人研修について
- 8 第14回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)について
- 9 第14回土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約について
- 10 平成30年度の全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施について
- 11 平成30年度の土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 12 第2回全国会長会議における意見等への対応について
- 13 平成30年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について
- 14 メディア等を利用した広報活動について(PR専門会社を利用した広報活動)
- 15 メディア等を利用した広報活動について(テレビ番組への出演及び同映像の二次使用)

第7回常任理事会業務監査

8日

研究所第2回研究テーマ「最新技術」・第2回研究テーマ「地籍国際標準化」合同会議

<協議事項>

- 1 研究テーマ「最新技術に関する研究」について
- 2 研究テーマ「地籍に関する学術的・学際的研究」について

14日

研究所第2回研究テーマ「諸外国地籍」会議

<協議事項>

- 1 研究テーマ「諸外国の地籍制度等に関する研究」について

14日、15日

第4回日調連ADRセンター会議

<協議事項>

- 1 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR制度との連携について
- 2 平成30年度において日調連ADRセンターが取り組む事項について

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

平成30年1月10日付

東京	8024	穂積	朋基
東京	8025	宮坂	達
東京	8026	赤坂	卓
神奈川	3079	石川公太郎	
埼玉	2655	松本	祐之
埼玉	2656	馬場	清彦
埼玉	2657	古賀	毅
千葉	2191	渡邊那津実	
千葉	2192	福田	淳
茨城	1457	田中	慎一
群馬	1067	安原	貴
静岡	1803	石井	裕樹
静岡	1804	片山	康裕
長野	2600	宮下	寛
兵庫	2495	大西	博司
愛知	2952	岡地	裕治
愛知	2953	川地	浩司
愛知	2954	川添	真広
愛知	2955	赤川	豊
愛知	2956	北野	雅和
富山	519	松本	景文
富山	520	畠山	周大
富山	521	吉田	隆
山口	973	中川	秀幸
山口	974	角西	泰己
岡山	1394	波多野育代	
鳥取	479	金	允基
大分	840	小野	洋平
熊本	1210	佐藤	龍彦
宮崎	805	上原	誠史
秋田	1037	大山	久佳
札幌	1201	大桃	涼輔
高知	679	公文	康三

平成30年1月22日付

東京	8027	奥山	慧人
神奈川	3080	小嶋	博文
神奈川	3081	原田	徹
埼玉	2658	八鍬	朋史
埼玉	2659	田村	隆
埼玉	2660	青木	亮一
栃木	937	清水	理
京都	902	石田	吉識
兵庫	2496	橋本	広宣
愛知	2957	横井	篤
愛知	2958	寺嶋	哲夫
愛知	2959	織田	尚子
愛知	2960	渡會	英樹

愛知	2961	伊藤	献児
愛知	2962	杉原	賢一
愛知	2963	土井	慎也
愛知	2964	林	義将
三重	896	市川	誠
岐阜	1289	宮川	啓
福井	444	松永	庄一
岡山	1395	戸田	哲裕
岡山	1396	近藤	雄介
福岡	2314	黒岩	舜平
福岡	2315	高嶋	宏行
福岡	2316	花本	豪
長崎	800	清川	勝一
宮城	1036	泉	裕一
宮城	1037	本郷	祐弥
札幌	1202	松村	洋典
香川	723	横山	貴大
香川	724	松田	直樹

登録取消し者

平成29年10月20日付

埼玉	898	神山	實
----	-----	----	---

平成29年11月2日付

東京	6233	松崎	昇
----	------	----	---

平成29年11月8日付

新潟	1807	小林	智
徳島	185	岡	一男

平成29年11月22日付

神奈川	1807	小俣	謙三
-----	------	----	----

平成29年11月25日付

旭川	226	新岡	靖彦
----	-----	----	----

平成29年11月28日付

福岡	1030	阿部	熊光
----	------	----	----

平成29年12月10日付

兵庫	1794	山本	雅之
----	------	----	----

平成30年1月10日付

東京	4933	五十君	昭
東京	6089	平山	隆一
東京	6284	小山	浩之
東京	6301	山本	恒夫
神奈川	1842	清家	弘生
神奈川	2071	伊藤	修
栃木	566	高瀬	榮市
長野	2540	森村	浩之
新潟	1884	田村	善昭
大阪	2062	菱井	豊
大阪	2560	阿部	宏造

奈良	272	山本	武久
愛知	1887	鳥居	一義
富山	436	平野	成長
岡山	387	小林	堯弘
岡山	1031	後藤	敏明
岡山	1096	林	利之
山形	991	佐藤	正嗣
岩手	895	千葉	勝司
秋田	933	正木	晃
秋田	981	佐々木	正勝
青森	558	石井	光雄
青森	573	関川	登
香川	501	森	達幸

平成30年1月22日付

東京	5106	星見	武洋
埼玉	1760	吉田	仁
茨城	908	佐藤	武男
茨城	968	永田	健
栃木	538	柴田	光
静岡	977	野中	庄次
京都	478	千原	進
兵庫	1698	岡部	克馬
滋賀	198	北村	敏明
愛知	1772	竹垣	政行
福井	398	滝本	雅康
広島	1507	西田	佳和
島根	397	遠藤	隆之
島根	403	石原	征
福岡	668	渡邊	允公
福岡	2149	福島	博文
大分	678	安藤	勤
宮崎	623	佐山	武廣
宮城	723	佐藤	正則
福島	1141	木内	庸雄
青森	620	米内	勲
香川	176	塚田	利和

ADR認定土地家屋調査士登録者

平成30年1月10日付

東京	5696	山本	廣雄
----	------	----	----

平成30年1月22日付

東京	7706	横山	宏
東京	8005	山田	泰行
神奈川	2413	関	太郎
長崎	794	三好	智子
長崎	795	長谷川	英樹
山形	1226	村田	公平

写真コンクールに向けての誌上ワンポイント写真講座

写真家 木村 恵一

日本に写真機が輸入されたのは今から170年前、鹿児島島の殿様島津斉彬がこの箱形のカメラで最初に写真を撮ったのが始まりです。まだ江戸時代のことですが、それから写真はガラスの乾板の時代からモノクロームフィルム写真の時を経て、カラー写真全盛の時代になったのは1970年、大阪万博辺りからです。家族のアルバムにはその頃のカラープリントがたくさん貼られている事で分かると思います。

そしてカラー写真全盛のさなかに1981年(昭和56年)ソニーが初のデジタルカメラ「マビカ」を発売し、写真の世界に衝撃を与えました。デジタルカメラはその後ゆっくりと成長してきましたが、ここ数年は驚くほどの速さで高性能・高機能化してきたことはご存知のとおりです。カラーフィルムで写真を撮り、写真屋さんに現像プリントをしてもらいアルバムに貼ったり、一緒に記念写真を撮った人達に郵送したりして写真を楽しんできましたが、その間は数日間を要しました。そのようなんびりしたことも昔話となりつつあります。今や撮影した映像は、直後に地球の裏側からでも瞬時に送れるような時代になりました。

この写真コンテストも今年でなんと33年目を迎えようとしています。昭和の終わりの直前から始まったわけですが、当時はまだ白黒写真が多かったことを記憶しています。テレビもまだモノクロームの世界だったので当然なのかも知れません。そのような歴史をたどってきたこのコンテストも今年から応募内容が大きく変わります。高性能で更に小型化したデジタルカメラや多機能なスマートフォンの出現で、デジタル映像機器を暮らしの中で持ち歩く機会が劇的に多くなり、写真を撮ることも当然多くなりました。新時代の写真コンテストとして、今回から写真データ(web)での作品の応募も受けるようになりましたので、日常での家族の記録や旅の風景、街の人々との出会いなど、より多くの写真作品、特に若い方々の応募を期待しております(詳しくは応募要領をよくお読みください)。

写真はシャッターを押せば誰でも写る時代です。しかし、「写る」ということと「写す」ということには大きな違いがあります。「写す」という言葉には、出会った対象に対してどのような気持ちを表現したいのか、そのためにはどのような構図を作るかなど、

シャッター以前に考えることが必要だという意味が込められています。そこで、以下にジャンルごとにワンポイントアドバイスを記しておきます。

～風景写真は光を読み～

自然の風景を美しく撮るには、良い太陽の光を上手に読むことです。風景写真では一般的に「太陽を背負うな」という言葉があります。太陽の光が後ろから正面に当たると、風景は見た目には美しくても写真にすると画面がフラット、平板になってしまいます。

このような光線のことを写真ではベタ光線と呼びますが、天気の良いときはこのベタ光線を避け、光が斜めから又は逆光線の角度で撮ると自然の光景に立体感が出てきます。太陽の当たらない曇りの日の風景写真ではやはりフラットになりやすいので、このような時は手前(近景)に花や樹木又は構造物などを画面に入れて構図を作ると、遠近感が強調された立体感のある風景にすることができますが、曇り空をあまり



写真①



写真②

多く入れないように工夫することもあります。

写真①の場合は、太陽を画面の中に入れ、勢いよく落ちる流れとともに真夏の滝の力強さを表現したものです。

～スナップ写真にはシャッターチャンスが命～

街中で暮らしのあるスナップ写真では人物の登場は不可欠のようですが、人物を主として撮影した場合は肖像権やプライバシーの侵害などに配慮しなければなりません、街の光景の一部としてならばあまり神経質に考えなくてよいでしょう。

②の写真は文京区の下町で昭和の雰囲気が残る雑貨屋さんの光景ですが、構図を決めた後、この場面にもふさわしい人物が登場するのを待って撮ったものです。シャッターチャンスは待つ事も大切なのです。そしてチャンスが到来したら素早く連写してチャンスを逃がさないのがスナップ写真のコツです。

～子どもの写真は会話しながら～

子供達の写真を自然な姿で撮るには、カメラを向ける前にまず会話をすることです。初めて出会う子供達に背の高い位置からいきなりカメラを向けられると、それだけで威圧感を子供達は感じてしまうのです。会話をしながら、できれば子供達と同じ高さの視線でカメラを向ければそれだけで和やかな表情を撮ることができます。

③の写真は縁日の金魚掬いの露店で一緒にしゃがみながら会話をしていると、子供達はすぐ金魚掬いに夢中になり自然な姿で撮ることができました。

ワンポイントアドバイスはまた機会を見て記しますが、カメラを持ったら「光を読む」、「チャンスを待つ」、「会話をする」という言葉を頭の中の片隅に入れておくと、一歩進んだ写真が撮れるようになるでしょう。



写真③

第33回

写真コンクール 作品募集

あなたの作品で
会報の表紙を
飾りませんか

今回から
メールでの
応募も可能に
なりました！

連合会及び日調連共済会では親睦事業の一つとして、本年も写真コンクールを下記の要領で開催いたします。各位のより一層のご応募をお待ちしております。

■ 応募資格

土地家屋調査士会員及びその家族並びに補助者
各土地家屋調査士会事務局職員
日本土地家屋調査士会連合会事務局職員

■ テーマ

自由（組写真・加工した写真は不可）

■ 応募写真

- ・応募は1人2点までです。
- ・スマートフォンで撮影した写真も応募可能です。

(1) プリントした写真の場合

四ツ切又は六ツ切（デジタルカメラによる場合は、A4又はB4の写真専用紙にプリントしたもの）。

(2) 電子データ（Web）の場合

電子データ（Web）で応募された作品は、審査に当たり、事務局でA4サイズに印刷します。色合い等についてはイメージと異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■ 締切り

平成30年5月7日（月） 必着

■ 発表

平成30年6月19、20日の第75回定時総会の場で発表します。なお、連合会報8月号に掲載予定です。

連合会長賞（1名）	賞状及び賞金5万円
金賞（1名）	賞状及び賞金3万円
銀賞（2名）	賞状及び賞金2万円
銅賞（3名）	賞状及び賞金1万円
はもに一賞（1名）	賞状及び賞金1万円
入選（数名）	賞状及び賞金5千円

※入賞及び入選作品は、連合会総会会場に展示するとともに、一部作品を連合会会報に掲載する予定です。また、一部の作品については、本誌の表紙に使用します。

■ 主催

日本土地家屋調査士会連合会
日本土地家屋調査士会連合会共済会

■ 審査員

写真家・公益社団法人日本写真家協会名誉会員 木村恵一氏
日本土地家屋調査士会連合会共済会長

■ 応募上の注意

- (1) 未発表の作品に限ります。
- (2) 作品の返却を希望される方は、応募票の返却希望欄の「希望する」を丸で囲み、返送先を記入及び送料分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、ご応募ください。
※入賞及び入選作品は、返送いたしかねます。
※返信用封筒や送料分の切手が同封されていない場合、返送いたしかねます。
- (3) 応募作品の著作権は撮影者にありますが、作品の優先使用权等は主催者に帰属するものとし、主催者が作成する印刷物や刊行物及びウェブサイト等において無償で使用できるものとします。
- (4) 被写体が人物や特定の建造物の場合は、肖像権・著作権の侵害にならないようご注意ください。第三者から肖像権等の侵害の申出があった場合は、応募者において対処いただくものとし、当連合会は一切の責任を負いません。
- (5) 画像の合成、編集、加工は不可ですが、明るさなど多少の画質補正は可とします。
- (6) 応募作品の取扱いには十分に注意いたしますが、万一の事故に対する責任は負いかねますので、ご了承ください。

■ 応募方法

(1) 郵送で応募する場合

写真の裏面に応募票を貼付の上、次の宛先までお送りください。

〒101-0061

東京都千代田区神田三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館
日本土地家屋調査士会連合会 第33回写真コンクール係

(2) 電子データをメールで応募する場合

応募票を添付又は必要事項をメールに記載の上、次のメールアドレスまでお送りください。

rengokai@chosashi.or.jp

応募された方の個人情報（氏名、年齢、住所）は、本コンクールにおいてのみ使用します。

■ 問合せ

日本土地家屋調査士会連合会

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

- ・土地家屋調査士会員の家族の方は、登録番号欄に土地家屋調査士会員の登録番号と続柄（妻・子等）をご記入ください（例：9999妻）。
- ・補助者の方は、登録番号欄に土地家屋調査士会員の登録番号と補助者である旨をご記入ください（例：9999補助者）。
- ・土地家屋調査士会等の事務局職員の方は、登録番号欄に事務局職員である旨をご記入ください（例：事務局）。

第33回写真コンクール 応募票			
題名			
氏名		年齢	
住所			
所属会		登録番号	
撮影日時 及び場所	西暦 年 月 日 場所	撮影データ	(※カメラ・レンズ等の機材)
返却希望	する ・ しない	肖像権	☐ 確認済み
作品コメント			

高知会

「社会貢献としての職業を 考えるとき」

土地家屋調査士 加藤 敏仁



『会報』第51号

明けましておめでとうございます。本年が、皆様にとり、幸多からんことを先ずもってお祈り申し上げます。さて、平成27年、女性活躍推進法が成立したことは、誠に喜ばしいことだと思います。本会の広報部に属する会員8名のうち、4名が二世又は三世の土地家屋調査士で占められ、女性会員が2名でございます。そうした中、私の長女が土地家屋調査士、その1名であることを受けまして、広報部より、執筆の依頼がございました。

与えられたテーマは、「わが子を土地家屋調査士にする方法」にあります。何とユニークなテーマなことかと直感し、快く引き受けた次第ですが、はたと困ってしまいました。なぜなら、そんな方法があれば、真っ先にご教授を願いたいのは私の方だからです。深く考えれば考えるほど、このテーマの奥の深さに突き当たってしまいます。歌舞伎の世界では、世襲こそ当たり前ですが、土地家屋調査士の仕事に就く場合は、国家資格が必要であり、試験に合格しない限り、道はひかれません。

土地家屋調査士試験の厳しさは、受験生だけでなく、あまねく社会の人々に知られています。私

は自分の職業を名乗っただけで、「とても難しい試験だそうですね。」という返事がよく返ってきます。おそらく、合格率の低さだけではなく、測量学という言葉は数学の世界と、民法や不動産登記法に代表される、法律の世界と、その両方を克服しなければ合格できないという試験の中身が影響していることは間違いないと考えます。

親が土地家屋調査士だから、子もなりたいたいと思ったとしても、実際は簡単にはいかない事情が、試験の過酷さにあるのだろうと、私は思っています。

ところで、そもそも職業とは一体何であるのか、人が働くとは一体どういうことだろうか？生業について、ときどき私は考えます。もちろん、収入を得て、生活の糧を求める、これは職業の根幹ですが、それだけではないものを、私は職業に感じております。一言で表すならば、「社会貢献」ではないでしょうか。物質的に潤う社会と共に、そこに生きる人々が心豊かに暮らせる社会の創造にこそ、様々な職業が存在し、それらは別個独立したものではなく、無礙に融和して存在しているのだと、私はこれまでの経験から実感してきました。

ある一つの職域において、その

求められている社会的な意義を汲み取り、結果を出し、その対価として報酬を得る、このたゆまない連鎖こそ経済の循環に他なりません。土地家屋調査士が、あまりにも少人数であれば、社会のニーズに対し応えきれないばかりでなく、社会的な地位さえも向上は難しいことでしょう。半面において、あまりにも簡単に土地家屋調査士になれるとすれば、過剰に人数が増えてしまい、過当競争が発生し、土地家屋調査士に課せられた使命や制度の目的が達成されず、社会にとって大きなマイナスになることは疑う余地がありません。すなわち、一般社会の人たちから土地家屋調査士試験は合格が困難である、よって、受験を敬遠されたとしても、それはむしろ当然の帰結であって、現行の試験制度は、社会が求めているニーズに合致しているものである、と考えることができます。

その昔、私の長女が高校卒業に際して、さらに進学を考える場合、短大の秘書科が花盛りの時代でありました。女性が選ぶ職業はまだまだ限られておりました。私は、長女にありきたりの大学や短大への進学ではなく、名古屋市にある測量専門学校を勧めました。

これに対し、高校の進路指導の先生からは、女子高という理由もあってか、猛反対されました。「君は、測量がどんな仕事か知っているのか？もう一度、お父さんとよく相談しなさい。」先生は、真心から、心配しての助言です。「土地家屋調査士をしている父が、測量専門学校への進学を勧めてくれました。」長女はそう返事したのですが、その先生の怪訝そうな顔色は晴れることはありませんでした。長女の決心の固さを、今でも私は褒めてやりたいと思います。

私自身は、昭和56年の開業以来、ずっと家内が補助者として手伝ってくれております。男性に出来て女性に出来ない職業はない、という信念が自然に私には沁みついております。開業最初の頃は、

民家の一軒家を借り、住居と事務所は兼ねておりました。事務所だけ先に法務局に近い小津町に移し、平成5年から現在の越前町に移転しました。

お陰様をもちまして、私が大過なく、今日まで土地家屋調査士の業務を継続していただけるのには、健康な家内の不断の支えと共に、いち早く女性の補助者を雇用したことが大きな要因であるという、確信がございます。私が補助者に女性を雇った昭和60年代は、土地家屋調査士の事務所の補助者はどこも男性ばかりでした。けれど、計算能力や作図にさえ、きめ細やかな上に優秀であり、尚且つ、依頼者への応対にしてもソフトな特色が全面に出ており、何かにつけ依頼者たちからの評判には非常

に良いものがありました。

昨年11月に来日されましたトランプ米大統領のイヴァンカ補佐官は、都内で開かれた国際女性会議の講演において、「仕事と母親のバランスを取ろうと、もがいている」とワーキングマザーの心情を吐露されました。一番大切なことは、女性活躍推進法に象徴されますように、社会のあらゆる分野において、女性を家庭に閉じ込めようとするのではなく、活躍できるチャンスを与え、あたたかく見守ることが当たり前になる社会の構築、それこそが時代の潮流ではないでしょうか。社会貢献としての職業を考えると、女性が、職業人としてさらに活躍できる環境の整うことを期待して、この拙稿にピリオドを打つこととします。



ち ょ う さ し 俳 壇

第394回



春の川

深谷健吾

石投げて石の弾みて春の川
肩書のとれし余生やあたたかし
一重から八重まで咲かせ椿園
美濃焼や土雛作りを子に伝へ
東京に未練のこして卒業す

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 中原 ひそむ

吹き溜まる落葉の嵩や奥の院
一人居のひとりで晦日蕎麦する
凍滝を見て来て浸かる露天風呂
何もかも夢のまた夢去年今年
泣けば澄む少女羨しや神楽来る

茨城 島田 操

句心を育てつ老の寝正月
平成の御代麗しき明けの春
変る世に守る仕来り鉄始
句を学び句と遊びつつ去年今年
結納の客待つ座敷福寿草

岐阜 堀越 貞有

裏山の道に迷ひて探梅行
釣人の居ること知らず浮寝鳥
プランターに貼るいろいろな種袋
撫で声でうろうろ恋の夜這猫
大学への一本道や春一番

島根 やまつつじ

一筋の日差し崇める大晦日
ひと夜にて森一面の雪の花
雪しまく今日の休暇は家の中

愛知 鍋田 建治

初春の富士を肴に一人酒
頂を雲で隠して雪の富士
温泉の湯の香寄り来る冬の宿

今月の作品から

深谷健吾

一人居のひとりで晦日蕎麦する

中原 ひそむ

「晦日蕎麦」とは、大晦日に食べる蕎麦。細く長くという縁起の意味だとされる。「蕎麦」は秋の季語であるが、一般的には「年越蕎麦」と言われ冬の季語。一人居になられてそんなに年月の経っていない方と思われる。「ひとりで晦日蕎麦する」のフレーズには身に沁みる哀愁が漂う。「二人」のリフレインと「晦日蕎麦する」の句またがり効果的な見事な秀句である。

島田 操

句を学び句と遊びつつ去年今年

「去年今年」とは、元日の午前零時を境に去年から今年に移り変ること。一瞬のうちに年が変ることの感慨がこもることをいう新年の季語。趣味にはいろいろ有るが、俳句は人生の最終章には最適な趣味のひとつかと思う。学びながら楽しんで奥深い故に長続きする趣味のひとつが俳句でもある。去年も一年頑張つて詠んで来たが、今年もまた頑張ろうと感慨にふける様を見事に詠まれた敬服の心象句である。

堀越 貞有

プランターに貼るいろいろな種袋

「種袋」とは、季語「種物」の傍題。穀類・野菜・草花の種のこと。種物屋や花屋の店頭に並ぶ

美しい花の印刷をした草花の種の入った袋のこと。花の愛好家はプランターに種蒔きの後、美しい花の絵袋を貼っておき、花の咲くのを楽しみに待つのが習いと聞く。春らしい気分になるのは作者だけではなく家族や隣の方々にも楽しんで頂ければとの思いであろう。詠んでいてほのぼのとする佳句である。

やまつつじ

雪しまく今日の休暇は家の中

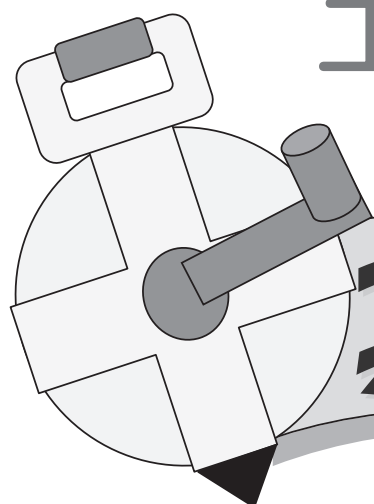
「雪しまく」とは、雪まじりの強風のこと。「しまき」の「し」は風の意で「巻く」と重ねて風が激しく吹き荒れるさまを言う。提句は、休暇をとって車で遠出の家族旅行を計画していたのですが、あいにく当日は雪しまく日となり、残念ながら中止に。やむを得ず家の中にて仕事の内業とか読書とか一家団欒とかに変更して有意義なひと日に。常日頃あり得ることを一句に。季語の「雪しまく」がよく効いた人事句である。

鍋田 建治

初春の富士を肴に一人酒

「初春」とは、旧暦で初春といえは新年のこと。新暦になってもその習慣が残し、新年のことを「初春」と呼んでいる。「御代の春」「千代の春」「四方の春」「老の春」などの「春」は初春の意。初春の酒の肴に富士山とは。なんと豪快で厳肅な祝い酒か。それも独り占めとはね。提句は、中七の「富士を肴に」のフレーズがポイントで妙。素晴らしい一句に敬服します。

土地家屋調査士 賠償責任保険



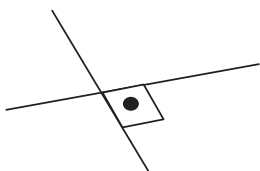
募集中

情報漏えい賠償責任補償特約
の付帯をおすすめします。



お支払例①

測量の際、境界標の設置
を誤り、誤った面積を登記
したために顧客に損害を
与えた。



お支払例②

事務所のパソコンがウイル
スに感染し、顧客の個人
情報が漏えいしたことで損
害賠償請求を受けた。



お支払例③

境界確認のための立会い
の際に、立会人がころんで
けがをし、通院した。



ポイント!

調査士に賠償責任が発生しな
いケースでも見舞金の対象とな
ります。
*ただし、事前に保険会社の同意が
必要となります。



保険期間：平成30年4月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切・翌月1日補償開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス** TEL.03(5282)5166
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社** TEL.03(3259)6692
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B17-101858 使用期限：2019年4月1日

平成30年新年賀詞交歓会

平成30年1月17日18時から東京ドームホテル「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「日調連」、「全調政連」、「全公連」という。)の三団体の主催により、平成30年新年賀詞交歓会が、多くの来賓の皆様をお迎えし、盛会のうちに開催されました。

全国の土地家屋調査士政治連盟の会長、そして全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「協会」という。)の理事長の出席が認められ今年で4年目となり、全公連加盟協会からは8名の協会理事長が出席しております。

この度、栃木県及び愛媛県の2協会の理事長から一言いただきましたので、今月の公嘱協会情報において紹介させていただきます。

(副会長 望月繁和)

【公益社団法人栃木県公共嘱託登記

土地家屋調査士協会 理事長 薄根 孝】

昨年に引き続き、今年も日調連、全調政連、全公連による平成30年新年賀詞交歓会に出席させていただきました。

昨年と同様、各公嘱協会の参加者は大変少なく、三団体共催でありながら心細く感じられました。

国政において、重要な役割を担われている国会議員の先生方が来賓として御出席いただき、お話をさせていただく中で、賀詞交歓会への各単位協会の出席率の低さは、我々が日頃行っている「公共嘱託登記

の改善・法14条地図作成業務の改善等の主張」に対して大きな隔たりと疑問を感じます。

私ども公嘱協会が望む方向性の実現は、各単位協会、公嘱ブロック協議会、全公連だけでは到底に達成することは困難であり、このような三団体の意見交換のできる基盤の整備は重要な課題であると思います。そして三団体の行動による利益は、ひいては登記制度の安定と国民の利益につながるものであると考えております。

これに対して、全公連から各単位協会への参加要請アプローチの低さに遺憾を感じています。三団体の協調性を一番大切にしないといけないのが各単位公嘱協会であると考えております。是非皆さんの出席に向けて、全公連の方々にご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、平成30年新年賀詞交歓会を主催していただきました日調連、全調政連、全公連の皆様ありがとうございました。土地家屋調査士の皆様にとって本年がより良い年でありますように御祈念申し上げます。

【公益社団法人愛媛県公共嘱託登記

土地家屋調査士協会 理事長 池川 晋一郎】

今回で3回目の賀詞交歓会への出席となりました。日調連、全調政連、全公連の役員の皆様におかれましては交歓会運営ご苦労様です、心より感謝申し上げます。

賀詞交歓会というのは土地家屋調査士制度の充実発展を目指した活動をするに当たって毎年最初に行うイベントで、向こう一年いろいろとお話をさせて



鏡開き



三会長による挨拶

いただく国会議員の先生方にお会いして顔と名前を再認識してもらう機会の一つかなと思い参加していますが、出席した協会は関東ブロックの協会以外では愛媛協会だけで8協会の参加とのことでした。

多くの国会議員の先生方にご出席いただいた中、我が地元愛媛県出身の塩崎恭久先生からは松山市において道後温泉を中心とした道後地区の地図が備え付けられたことにより、観光の目玉である道後温泉本館周辺の交通インフラが整備され、またホテルの建設が促進される等地域経済に非常に効果をもたらしていることを例に、地図作成の重要性と整備されたことによる効果をもって作業に携わる公嘱協会、土地家屋調査士の仕事の大切さについてお話いただきました。

公嘱協会が行っている法定事業である不動産の表示に関する登記に必要な調査、測量又は登記の嘱託若しくは申請等の業務、関連事業である地図作成業務は国の重要な社会基盤の整備に他ならないもので、これら日々の業務を通じて設立から30年余り最前線で土地家屋調査士制度を広報してきたという自負を全国の公嘱協会が持っていると思います。

しかし、更に制度の充実発展、公嘱業務の安定化を実現するためには政治の力も必要で、全公連とし

ても日調連、全調政連と一丸となり方向性を見定めて同じ意識を持って、毎年行われる賀詞交歓会を一年の始まりの第一歩として、全国の理事長が一堂に会し皆同じ思いであることを国会議員の先生方にアピールすることも必要なのではと感じました。

■ 会議経過及び会議予定

1月17日	新年賀詞交歓会
1月17～18日	第7回正副会長会議
2月15～16日	全国理事長会議
2月16日	第7回理事会
3月15日	第8回正副会長会議
4月9日	全国公共嘱託登記司法書士協会協議会との協議会
4月9～10日	第1回監査会
4月10～11日	第1回理事会
6月28日	第2回理事会
6月28～29日	第33回定時総会及び第1回研修会
7月23～24日	第2回地図作成実務研修会



出席理事長との集合写真

年金基金加入で実現させる知的楽観

東京会 菊池 豪

私は、平成6年に東京都内の大学文学部(国文学専攻)を卒業後、日本橋にある百貨店に就職しデパートマンとして勤務しました。その後、大田区内の事務所で補助者として1年間の勤務(実態としては、業務を通しての先生からの優しく丁寧なご指導の日々)、中央区内の土地家屋調査士法人での構成社員としての三年間の勤務(こちらも実態としては、先輩方のあたたかいご指導に加えて、代表先生の細かいことに拘泥しない経営方針に甘えての自由な挑戦の日々)を経て、平成21年に両先生のご快諾を得て独立開業しました(なお、この頃には私の二人の子供たちも可愛い小学生になっていました。)

開業当初は、業務紹介を見込んでいたお客様からは全く受注できず八方塞がり。多くはない貯金を切り崩して生活費と経費に充てつつ越年資金にも事欠くような生活が半年間ほど続きました。しかし、ある事が契機となり、大手法人様のご厚意で業務連携という僥倖にあずかり、経営の小康を得ることができました。その後は、投資家・工務店様・金融機関様・税理士先生・建築士先生からもお引き合いを賜われることとなり、現在に至っています。

こうして過去を振り返ってみると、全くもって順調のような気がするし、一方ではないない尽くしの苦労の連続だったような気もしますし、おそらく両方とも当たっているのだろうとは思います。

ところで、私が土地家屋調査士国民年金基金に加入を検討し始めたのは、開業当初の銀行借入金を5年間かけて弁済を終えてしばらく過ぎた頃でした。それまでは毎月の入金のお金がそのまま必要経費や生活費等に消えて無くなる自転車操業的な状態の日々でしたから、ここで少しばかりでも生活費を増額して妻と娘に好かれたい……もとい、文化的なゆとりを増やそうかと考えました。これは、貯金は不十分ながらも医療保険や生命保険については、充分に手当てをしていたからでもあります。

しかしながら、私は年金基金への加入を優先させることを決断しました。理由の決め手は、シンプルです。「お得」だから。

説明パンフレットの記載によると、私の場合は毎月6万5千円のお金を60才になるまで15年間払い込み続け



ると、65才になってから終生ほぼ同額が頂けるという見込みでした。これに国民年金の年金・サラリーマン時代の厚生年金等を含めると、おそらく月額15万円は超えるでしょう。さらに妻の年金を加えると30万円にはなります。これはなかなかの金額であり、許される範囲で最大の口数を加入しないともったいないと思いました。もちろん、15年間保証と遺族一時金付きですので(全てA型を選択したため)、私の身に万が一の不幸があった場合の対応もしっかりしています。

しかも、掛金は所得から全額控除でき、所得税住民税額も減額されます。これも、まさにお得です。ならばまずは加入の問合せだ、ということで意気揚々と文京区音羽の事務局に電話を掛けたところ、実に親切丁寧、なおかつ的確な説明をしてくださり、おかげさまで十分な理解と納得の上、スムーズに加入決定となりました。

このように将来の計画が担保された結果、私の仕事の取組にも小さいながら変化が起きました。これまでの仕事漬けで体調的にも気分的にも疲れが出ていましたが、基金への加入をきっかけに、心を前向きに切り替えて、日々の生活で飲んで、食べて、歌って、夜を明かし……ではなく、しっかり食べて健康的に笑って、思う存分仕事にも励む、という好循環の健全なメリハリを持つこともできるようになってきました。

このような人類の知恵の成果ともいえる「土地家屋調査士国民年金基金」の制度を創設してくださった当時の日調連役員の皆様をはじめ諸先輩方、運営事務局、関係者の方々には心から感謝申し上げます。

確定申告を終えて

こんなに税金が！！と

ビックリされている先生



今年は**基金**に加入して**税金対策**しませんか？

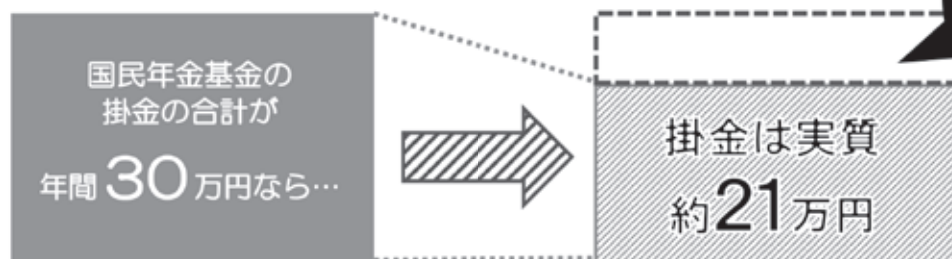
基金の掛金は**全額所得控除**なので、**税金対策**としてとても**有利**！

その上、ご自分の**老後に備え**られます。

税金を払う分、**基金に加入**して、**節税効果**を考えてみませんか？

掛金の全額（最大81万6千円／年額）が社会保険料控除の対象となり
所得税や住民税が軽減されます

例えば、課税所得金額が約400万円の場合…



（所得税率20.42%、住民税率10%）

4月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

4月13日までがご加入・増口のチャンス！



土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル

0120-145-040

（平日 9:00～17:00）

編集後記

「大事なものは、どれだけ考えぬけるかである。」
～アンドリュー・ワイルズ～

第13回土地家屋調査士特別研修が実施されています。私が受講したのが、ちょうど10年前の第3回。受講をきっかけに知り合った県外の同志と、未来の土地家屋調査士像について語り合った思い出が懐かしい。これから10年先も、今と変わらず笑顔で語り合いたい。そのためには健康には留意していきたいです。

17世紀、「数論の父」と呼ばれるピエール・ド・フェルマーが、「この命題の真に驚くべき証明をもっているが、余白が狭すぎるのでここに記すことはできない」と書き残した理論。それは、『3以上の自然数 n について、 $x^n + y^n = z^n$ となる0でない自然数 (x, y, z) の組合せが存在しない』というもの。『フェルマーの最終定理』と呼ばれています。紀元前に証明された「ピタゴラスの定理($x^2 + y^2 = z^2$)」と似ているのに、世界の名だたる数学者が解けなかったシンプルとも感じてしまうこの理論を、360年の時を越え、1997年にイ

ギリスの数学者、アンドリュー・ワイルズが証明しました。この未解決の理論を知った当時小学生の彼は、フェルマーの挑戦を受けて立とうと考えます。夢を追い求め20年の歳月が流れた後、証明への挑戦を口外せず7年間自宅に閉じこもります。数々の障害がある中、『フェルマーの最終定理』証明のカギは、日本人の谷山豊・志村五郎が発表した楕円曲線に関する「谷山・志村予想」を証明することでした。紙上に書き過ぎてしまいそうなので一言。「この歴史は興味深いのだが、余白が狭すぎるので編集後記に記すことはできない。」

数学の物語には、先人が考え抜いてきた数の美学というべき歴史、また反面、時代背景による苦勞の歴史が散りばめられています。「素数」、「リーマン予想」等、もう一度本を読み返して考えたいのですが、今月は特別研修の内容を復習しないといけませんか。第13回特別研修を受講されている方々、考えぬいて合格を！

広報部次長 山口賢一(長崎会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社